

「医療費預り金制度」の導入のお知らせ

当院では、時間外診療における診療費の支払いについて、これまでは後日払いとしてきましたが、後日に支払いいただけない場合もあることから、診療後に患者様から一定金額をお預かりし、後日、会計窓口で精算する「医療費預り金制度」を導入することとしました。

ご理解とご協力をお願いいたします。
尚、後日、会計窓口で精算する場合は「預り証」が必要となりますので、紛失しないようお願いいたします。

○医療費預り制度の導入日：平成19年11月19日（月）午後5時から

○お預かりする金額：保険証及び老人医療受給者証・高齢受給者証を
持参された場合 3,000円
：保険証を持参されなかった場合 5,000円